

Q.

当社は海外展開をするにあたり、海外現地にいる現地人を直接日本で雇用し、彼らに現地で営業をしてもらおうと考えています。雇用後はリモートで指示を行い、業績などもメール等の手段で管理などをします。そのため来日してもらうことは考えていません。給与は外国送金で対応する予定です。このような雇用について情報があれば教えてください（サービス業）

A

まず雇用する外国人の国において外資がその事業活動が可能かどうかを調べる必要があります。可能な場合でも、税法上の問題や、雇用の終了時に問題が発生することが想定するため、事前に専門家に相談することが推奨されます。

解説

1. 在外外国人との雇用契約について

まず前提として、外国にいる現地人を雇用して事業を展開しようとする場合には、その外国において外資がその事業活動が可能かどうかを調べる必要があります。

こちらは信用金庫とのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)